# 肥料価格高騰緊急対策支援事業の概要

農業課

#### 1 概要

農産物生産に係る資材の価格は、世界規模での不確実性の高まりを受け高騰が続いている。

特に、令和4年度の秋肥価格は、大幅な値上がりが発表されており、経営努力の対応範囲を超える急激な変化による農業経営の悪化が懸念される。

このため、今回の値上げによる激変緩和の緊急対策として肥料費の一部を補助することで、農家の経営基盤強化を支援する。

#### 2 補助内容等

(1) 補助対象者

市内に住所を有する農業所得のある個人及び団体申請は1個人及び1団体につき1回までとする。

(2)補助対象期間

令和4年7月1日から令和4年12月31日までに納品した肥料を対象とする。 補助申請は、令和5年2月28日まで受け付ける。

(3) 補助金額

6月改定の全農の秋肥価格の想定を超える値上がり分について補助する。 但し、補助対象期間中に購入した肥料費の4分の1の額以内(千円未満切り捨て)。 また、直近1年間の肥料費の額に応じて、補助額の上限を設ける。

(4) 申請方法

「飯田市肥料価格高騰緊急対策支援事業補助金 交付申請書兼請求書」に必要書類を添付し、飯田市役所農業課へ申請(郵送のみ)する。

## 【必要書類】

- ①肥料の購入状況が分かるもの (領収書等)
- ②直近1年間の肥料費の額のわかるもの
  - ・青色申告者 令和3年分所得税青色申告決算書(農業所得用)の写し
  - ・白色申告者 令和3年分収支内訳書(農業所得用)の写し
  - ・法人 製造原価報告書の写し(令和4年7月1日以前直近のもの)

#### 3 補助額算定根拠

肥料価格に影響力のある全農の価格改定は、年2回(秋肥、春肥)実施されており、最近では改定ごとに約10%ずつ値上がりしている。今回の値上がりを50%と仮定し、このうち10%を想定の範囲内とし、これを超える分を補助額とすると、補助額は購入費用の約4分の1となる。

(例) 100 万円の肥料費が 150 万円となった場合 自己負担分 110 万円、補助額 40 万円、肥料費に対する割合 26.7%

## 4 事業予算規模 50,723 千円

- (1) 肥料価格高騰緊急対策支援事業補助金:50,000 千円 令和3年度JAみなみ信州肥料販売実績から推定すると、飯田市全体の令和4年秋肥 購入見込額は200,000,000円(税抜)となる。その4分の1を補助する。
- (2) 事業周知チラシ及び申請書印刷製本費:157千円 A3両面中折(カラー)、A4両面(モノクロ)各5,000部
- (3) 申請事務補助のための会計年度任用職員:566千円 令和4年12月から令和5年3月までの4か月間